

ご寄付ありがとうございました

企業版ふるさと納税として、(株)山口組様(秩父市大野原)からご寄付いただきました。

寄付事業 人がつながるまち事業
寄付金額 非公開

介護保険料が決まりました

65歳以上のかたの介護保険料は、介護サービス給付費などの見込みをもとに、介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直されます。

主な変更点

○介護保険料基準額 ⇒ 月額5,700円

高齢化率の増加に伴い、介護サービスを利用するかたが増えています。また、介護報酬の改定や人件費や物価の高騰などにより、今後も介護給付費の増加が見込まれています。

○保険料の段階

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国で定める標準段階数が9段階から13段階へ変わりました。これにより、今までの9段階が細分化されました。

段階	対象者	保険料 (年額)
1	・生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ・本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた	31,120円
2	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下のかた	46,850円
3	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超えるかた	47,190円
4	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた	61,560円
5 (基準額)	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人年金収入等が80万円を超えるかた	68,400円
6	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満のかた	82,080円
7	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満のかた	88,920円
8	本人が住民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満のかた	102,600円
9	本人が住民税課税で合計所得金額320万円以上420万円未満のかた	116,280円
10	本人が住民税課税で合計所得金額420万円以上520万円未満のかた	129,960円
11	本人が住民税課税で合計所得金額520万円以上620万円未満のかた	143,640円
12	本人が住民税課税で合計所得金額620万円以上720万円未満のかた	157,320円
13	本人が住民税課税で合計所得金額720万円以上のかた	164,160円